【様式２】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

（独立行政法人名：港湾空港技術研究所）

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備　考
平成23事業年度財務諸表の官報掲載 本件は、平成23事業年度財務諸表を独立行政法人通則法第38条第4項の規定に基づき官報に公告するものである。	理事長　高橋　重雄 港湾空港技術研究所 横須賀市長瀬３－１－１	平成24年11月30日	（株）横浜日経社 横浜市中区相生町４－７５	会計規程第３０条第１項第２号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	1,411,884	1,411,884	1.00	0	政府刊行物である官報は、全国統一の公告料金基準を使用していることから価格による競争性は無く、また当研究所の所在する神奈川県における唯一の官報販売所である。	6	

〔記載要領〕

1．本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。

2．本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。

3．本表は、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）記3．の記載方法に準じて記載すること。

4．「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別　類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
・競争に付することが不利と認められる場合「14」
・秘密の保持が必要とされている場合「15」
・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
・その他、類型区分に分類できないものについては「19」